

富山県看護連盟 研修会報告		開催日	2022年2月23日(水)
		時間	9:00～12:00
		場 所	富山県看護研修センター第一研修室
研修会名	ポリナビワークショップ(若手会員研修)		
内容	<p>講演 1 「富山県の地域医療における現状と課題」            コロナ対策と富山県の医療政策について            講師 富山県議会議員 藤井大輔先生</p> <p>講演 2 「知って役立つ看護と法律」(Zoom)            コロナ禍における看護職の責任と法律について            講師 公益社団法人日本看護協会元参与 看護師・保健師・弁護士 友納理緒先生</p> <p>意見交換会</p>		
参加人数	34名 + 青年部委員等 14名		
【研修会内容】			
講演1	<p>「これからの富山県の医療・看護・介護 ～持続可能な地域医療のために～」  <b>【富山県のコロナ対策】</b>            現在、オミクロン株による感染が拡大しており、中でも20代以下の若い世代が感染者の6割を占め、医療機関の逼迫を防ぐため、自宅療養者が増えており、その対応も必要となっており、現場は大変である。  <b>【これからの富山県の課題】</b>            ①人口減少②超高齢社会③財源不足が挙げられる。「地域医療構想」とは、地域の医療関係者の協議を通じて病床の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制を実現する取り組みであり、地域包括ケアとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるシステムであり、2025年度の実現を目指しているが課題は多い。            政策の背景には、超高齢社会と、社会保障費の不足がある。65歳以上人口は、2025年には40%近くに達し、認知症高齢者はそのうちの12.8%に達すると見込まれる。富山県は全国より高齢化が進んでいる。高齢者一人当たりを支える労働人口は、1965年に9.1人であったものが、2050年には1.2人へ減少する見込み。社会保障費は2025年には約150兆円必要とされているが、GDP増加は実現しておらず、諸外国と比較して購買力が低く、賃金も長く上がっていない。現状として、特別養護老人ホームの待機者は42万人に達しており、施設から在宅への移行を進めていく必要がある。            持続可能な地域医療として、施設から在宅への移行が必要。自助・互助をベースに、公助・共助が支え、医療看護介護の連携による中重度高齢者への対応も行い、地域密着型サービスを強化し、30分圏内でのケア体制を整えていく。自助・互助のためには、地域資源、地域リーダー、住民互助の社会資源の発掘が必要である。しかし富山県の県民性として、「助けてほしい」と声をあげられる人は少なく、「助けられ上手」であることが大切になる。こういった課題へのヒントとして、コミュニティナースの活動や、認知症ケアの手法であるユマニチュード、科学的視点からの看工連携などが挙げられる。このような状況の中、看護師の知識や経験は地域で求められており、また地方自治体の在宅医療や在宅ケアの政策では看護の視点が不可欠である。これらの話をお聞きし、地域における看護師の活躍や役割が求められていることを再認識した。</p>		
講演2	<p>「知って役立つ看護と法律～コロナ禍における看護職の責任と法律について～」  <b>【感染対策について】</b>            院内感染が発生し、死亡や後遺症に至った場合、法的責任において重要なのは、「適切な感染対策が行われていたかどうか」である。「一般的な医療者によく知られている」「エビデンスがある」対策を実施しているかが重要であり、「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」や、厚生労働省ホームページの「感染拡大防止に関する事項」などを参考にして、新しい情報を得、実施したことを記録に残すことが重要であることが分かった。  <b>【面会の問題】</b>            面会する権利は基本的人権の一つ。入院患者への面会制限は、感染防止、拡大防止に有効であることから、行うこと自体に問題はないが、過度な制約は人権侵害となる。また、面会制限の弊害は、家族との信頼関係の構築が困難であったり、そのことにより医療紛争のリスクが発生したりすることである。看護職の責任として、患者・家族に十分な説明を行うこと、適切な記録を行うことが挙げられる。看護記録の書き方のポイントとして、「事実を正確・客観的・具体的に」「必要な事実を簡潔に」「訂正・追記は正しい方法で」「不適切な表現に注意し、わかりやすく」書くことが求められ、これらのことから、面会の重要性や注意点を学んだ。</p>		

【コロナハラスメントについて】

医療者やその家族への不当な差別は、人権を侵害する行為である。令和3年2月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正し、差別的取扱い等の禁止に関する規定が設けられ、差別への対応窓口が、日本看護協会などに開設されている。具体的対応として、医療機関として差別を許さない姿勢を明確にし、相談窓口を設置することが必要である。

コロナ禍において、看護現場では様々な問題が発生しているが、それらの解決のためには看護政策やそれを裏付ける法律が必要である。日頃から現場の声をしっかりと伝え、正しい課題設定や政策立案がなされるようにしていくことが大切であることをお聞きし、これを看護連盟活動に反映していきたい。

意見交換会

1. 医療現場におけるハラスメントへの対応について
2. 悪口など好ましくない職場風土を変えるためにはどうしたらよいか
3. 看護師がコロナ感染した際に、病院名などが報道されることに疑問を感じる
4. 自宅療養者への対応について
5. マニュアル作成にあたってのポイントは

等の質問に対し、藤井先生、友納先生に助言やご意見をいただいた。

【まとめ】

藤井先生の講演からは、富山県の医療・介護問題は深刻であり待ったなしの状況であること、持続可能な医療が提供されるためには地域力を発掘することが必要であることが理解できた。そこに看護職の知識や経験が生かされることを知り、私たちの役割は大きいと実感した。友納先生の講演からは、看護実践において迷った時、一つの指針として法律の存在を意識することが大切だと理解できた。法律は私たちを守ってくれるものであり、理解を深めることでさらに強い味方となる。現場で働く看護職としてリアルな声を立法の場に届け、実情に即した法整備につなげていくことが大切だと感じた。そしてこのことを多くの看護職に知ってもらうことが、より安心できる環境で、やりがいをもって働けることにつながるのだと確信した。

報告者 青年部委員



藤井大輔議員



友納理緒先生 (Zoom)



研修会会場



意見交換会 (研修会場、友納先生、藤井議員、盛田青年部委員長)



藤井議員、大井会長と青年部委員等の皆さん